

役員報酬規程

NPO法人ケアラーネットみちくさ

(目的)

第1条 この規定は、NPO法人ケアラーネットみちくさ(以下「法人」という。)定款第19条第2項の規定に基づき、法人役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規定で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 役員報酬については、総会の承認を得て、支給することができる。

2 役員報酬額は、総会において決定した額とする。

(報酬の支給日)

第4条 役員報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(補則)

第5条 この規定に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

付則 この規定は2020年9月1日から施行する。